

令和7年度法務省委託プロバイダ等に対する削除依頼に関するデジタル教材制作に関する入札（仕様書）

1 目的

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年5月に成立し、令和7年4月には法律名が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に変更され施行された（通称：情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法））。これにより、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化と運用状況の透明化に係る措置が義務付けられた。

インターネット上に自身の権利を侵害するような情報（プライバシー侵害、名誉毀損等）があった場合には、本人もしくは代理人（未成年者であれば親などの保護者、弁護士）からプロバイダ等事業者に対して削除の依頼をすることが可能であることや、プロバイダ等事業者が策定する削除基準や削除手続について国民全般の理解を推進するためのデジタル教材を制作する。

2 訴求対象

インターネット上の誹謗中傷等の被害者

3 発注内容

- （1）上記1の目的を踏まえたデジタルブックの企画・制作
- （2）ウェブ公開用データの制作
- （3）本業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式
- （4）その他デジタル教材制作業務に付随して発生する作業等

4 想定する活用場面

- （1）法務省ホームページ等のインターネット上での公開
- （2）人権擁護委員等が企業向け人権研修や人権教室において、副教材として投影、（印刷したものを）配布
- （3）企業等関係者を始めとするあらゆる組織が実施する研修会、勉強会等における投影、（印刷したものを）配布

- (4) 全国の法務局・地方法務局及び公共のライブラリー等における投影
- (5) 各種イベント等における投影

5 内容

(1) 基本的な内容

インターネット上の人権侵害について説明し、具体的な事例を紹介するとともに、実際に誹謗中傷等の人権侵害に遭った際に助けとなる人権侵害情報の削除依頼方法を紹介する。インターネットの仕組み等に知見がない人でも被害を拡大させることなく対処できるよう注意点も含めながら、図表や写真を適宜挿入するなど着手しやすい印象となるよう工夫すること。また、どうしたらよいか分からず困っている人のために、法務局の人権相談窓口を紹介する。

(2) 構成

令和4年度に改訂した冊子「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権」〈四訂版〉19～22ページの内容を中心に据え、SNSやウェブサイトの管理者等のプロバイダ等事業者による削除依頼する場合の具体的なプロセスを分かりやすく説明する。なお、本冊子は情報流通プラットフォーム対処法の施行前に発行されたものであるため、適宜最新情報を反映すること。

また、巻末に、法務省の人権擁護機関による支援の紹介のセクションを設ける（支援の紹介は必須）。

※ 上記冊子は、下記ウェブサイトにて閲覧・ダウンロード可能。

法務省ウェブサイト内ページ「インターネット上の人権侵害をなくしましょう」

<https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf>

(3) 削除依頼方法の紹介形式

サービス提供元が大規模プラットフォーム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）に指定されている場合など削除依頼フォーム等が整備、公表されている事業者及びサービス提供元が大規模プラットフォーム事業者に指定されていない場合など削除依頼フォーム等が整備、公表されていない事業者ごとに、見本となる削除依頼フォームの記載例を掲載し、別添として読み手が下書きできる可変データ（Word等ユーザーが各自の端末で編集できる形式、スマートフォン上で操作可能であれば尚可）を付けること。ただし、より良い紹介形式がある場合はこれに代えて提案すること。

(4) 監修者

- ア 本教材の監修者については、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）が指定する。
- イ 本教材の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含める。

6 制作物（デジタル教材）規格等

※ 法務省ウェブサイトで公開可能な規格とする。

- (1) ファイル形式：P D F等ユーザーが各自の端末により取り込めるもの。
- (2) カラーモード：R G B
- (3) 頁数：3 0～4 0 頁程度（別添含む）
- (4) 判型：A 4 判（縦）

7 成果物及び納期

(1) 成果物

ア 原稿データ

ファイル形式：i l l u s t r a t o r、I n D e s i g n、
W o r d 等

イ ウェブサイト公開用データ

ファイル形式：P D F、W o r d 等

※ 適宜の電磁的記録媒体（D V D - R 等）に記録したものを3セット提出すること。

(2) 納期

令和8年2月6日（金）

8 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは事業者名を記載しないこと。
また、同書類のP D Fデータを、下記12の問合せ・提出先宛てにEメール又は郵便で送付すること。

ア 提案書（次の要素を盛り込むこと）

（ア）企画案（骨子案、デザインイメージ、事例候補等）

（イ）業務実施体制図等

（ウ）実施スケジュール

（エ）補足資料等（必要に応じて）

（オ）今回の事業に類するような過去の実績が分かる資料（任意）

イ 入札書（別紙1の様式を使用し、提出の際は封かんすること）

ウ 委任状（別紙2の様式に準じて作成、代表者が入札する場合は不要）

エ 適格請求書発行事業者の登録通知書（写し）又は適格請求書発行事業

者登録番号届出書 1 部（別紙 3）

（2）落札方式

総合評価落札方式

※ 総合評価基準書（別添）に基づき算出した、総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

（3）書類提出期限（厳守）

ア 8 の（1）のア 令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 2 時 0 0 分

イ 8 の（1）のイ～エ 令和 7 年 7 月 8 日（火）午前 1 0 時 3 0 分

（4）開札

令和 7 年 7 月 8 日（火）午前 1 1 時 0 0 分から

※ 当センターにて実施予定

（5）その他

本入札への参加を希望する場合は、令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 2 時 0 0 分までに、当センターに電話又は E メールにて連絡すること。

9 本業務請負に当たっての留意点

（1）受注者は、契約後 5 業務日以内に、企画書及び企画から制作、納品までの工程表（企画書提出後、納品までのスケジュール表）を制作し、当センターの了承を得ること。

なお、当センターからの修正及び校正の指示に係る期間について十分な余裕をもって臨むこと。

また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。

（2）本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

（3）本事業の実施に当たり、企画内容の修正が複数回発生する場合があるが、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

（4）受注者は、成果物の内容等について、当センターが必要な修正をした場合、速やかに対応すること。

また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。

その他、受注者は、必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。

（5）本件業務を実施するに当たり知り得た情報については、本件以外の業務に使用せず、第三者に対して漏えいしないこと。

（6）本件業務の実施に当たっては、調査実施等により得られた情報の外部への漏えいや目的外の使用等がないよう機密情報の安全管理を徹底すること。

（7）個人情報の取扱等について、別紙 4 に定める受注者の責務を果たすものとする。

（8）本件業務により制作した成果物に係る全ての著作権は法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使

させないこと。

- (9) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得ること。

10 その他

- (1) 法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (3) 応募に要する経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (5) 本事業の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (6) 制作に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (7) デザイン・レイアウトについては、書体、文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。
- (8) 本事業の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提案書等への必要事項記載漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (10) 開札は当センター内において応募者の面前で行う。
- (11) 契約後、本仕様に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は受注者の負担とする。また、受注者の責めに帰すべき事由がある場合には、違約金を請求する場合がある。
- (12) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

12 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第2課 山田・島田

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL：03-5777-1802 / FAX：03-5777-1803

Eメール：jigyo02@jinken.or.jp

ウェブサイト：<http://www.jinken.or.jp>